令和３年12月１日から２日にかけての強風で建物等に被害を受けた農業者の皆様へ

令和３年12月13日版

各種相談窓口のご案内

　今般の強風で被災された農業者の皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

　建物等を被災された方は、税の減免などが適用になる場合があります。ご不明な点、お困りのことがございましたら、各担当窓口までご相談くださいますようお願いします。

令和４年度固定資産税等について

　家屋が滅失又は使用不能となった場合は、課税対象外となる場合があります。償却資産が滅失又は使用不能となった場合は、その旨を償却資産申告書の種類別明細書に記載してください。

　　　　　　【担当窓口】資産税課　　６５－４１２３

令和３年度固定資産税等の減免について

　課税となっている住家等に損傷を受け、居住又は使用目的に著しく損じた場合で当該建物等の価格の10分の１以上の価値を損じた場合に該当になります。

　　　　　　【担当窓口】資産税課　　６５－４１２３

被災の証明書の発行について

　各種手続き（融資や損害保険金請求等）のため、下記証明書を発行します。どちらの証明書が必要になるかは、手続きを行う申請先にご確認ください。

◆被災証明書

**※農業施設等の被害を証明するものです。組合員については各農協にご相談ください。**

　　　　　　【担当窓口】農政課　　　５９－２３２３

◆り災証明書

**※住家等の被害程度を証明するものです。市職員が現地調査を行い、被害程度を確認します。**

　　　　　　【担当窓口】資産税課　　６５－４１２３

◆被害届出証明書

　　※被害の届け出があった旨を証明するものです。被害程度判定が必要な場合、この証明書では対応できません。

　　　　　　【担当窓口】危機対策課　６５－４１０３

帯広市農政部農政室

農政課　　　TEL 59-2323

農村振興課　TEL 65-4171